

中野区商店街街路灯等に係る維持管理経費助成規則

昭和38年3月20日

規則第7号

注 令和4年10月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この規則は、道路交通の安全、犯罪防止及び都市美化の見地から、商店街街路灯等に係る維持管理に要する経費の一部を助成し、商店街等の経費負担の軽減に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 商店街等 次に掲げるものをいう。

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された商店街振興組合

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）により設立された事業協同組合

ウ 次に掲げる事項に照らし、区長が商店街等と認める団体

(ア) 中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接して、その事業を営み、かつ組織的な活動を行っていること。

(イ) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。

(ウ) 人又は車両が常時通行できる道路を包含していること。

(エ) 当該団体が活動をするための会則等を有していること。

エ 商店街振興組合又は事業協同組合等の街路灯等を設置した団体から街路灯等を取得し、街路灯等の維持及び管理を行っている団体

(2) 商店街街路灯等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 商店街等が所有、維持及び管理をする街路灯及びアーチに設置された電灯設備のうち、終夜点灯するもの（以下「残置灯」という。）

イ 商店街等が所有、維持及び管理をするアーケードに設置された電灯設備（以下「アーケード」という。）

(助成基準)

第3条 この規則による助成（以下単に「助成」という。）は、前条第2号ア及びイに係る電気料金について助成金を交付することにより行い、その金額は、次の各号に掲げる商店街街路灯等の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

(1) 残置灯 使用した電気料金の総額に5分の4を乗じて得た額

(2) アーケード 使用した電気料金の総額に3分の1を乗じて得た額

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を助成金の額とする。

(令5規則85・一部改正)

(申請の方法)

第4条 商店街等の代表者は、助成金の交付を申請するときは、別に定める助成申請書に、次の各号に掲げる商店街街路灯等の区分に応じ当該各号に定める書類、電気料金を支払ったことを証する書類の写しその他区長が必要と認める書類を添えて、区長に申請しなければならない。

(1) 残置灯 残置灯数等及び電気料金の額月別内訳書(街路灯・アーチ)

(2) アーケード 残置灯数等及び電気料金の額月別内訳書(アーケード)

2 前項各号に定める書類の様式は、別に定める。

(報告及び調査)

第5条 区長は、必要があると認めるときは、第2条第1項第2号各号に掲げる商店街街路灯等の維持管理の状況について報告を徴し、又は自ら調査することができる。

(取消し又は返還)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、区長は、助成金の交付決定を取り消し、期限を定めて当該助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この規則又はこの規則による区長の命令に違反したとき。

(2) この規則による申請及び報告等に虚偽の事実を記載したことが明らかになったとき。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(令4規則77・旧附則・一部改正)

(助成金の額の特例措置)

2 令和7年1月分から同年12月分までの残置灯の電気料金の助成に係る第3条第1項第1号の規定の適用については、同号中「5分の4」とあるのは、「10分の9」とする。

(令4規則77・追加)

3 前項の規定にかかわらず、都市計画事業(平成25年関東地方整備局告示第480号により告示された都市計画事業をいう。)が完了するまでの間における大和町商栄会に対する残置灯の電気料金の助成に係る第3条第1項第1号の規定の適用については、同号中「5分の4」とあるのは、「10分の10」とする。

(令5規則85・追加)

附 則(昭和49年8月5日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年6月1日から適用する。

附 則(昭和52年1月22日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年9月1日から適用する。

附 則(昭和55年6月30日規則第37号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の中野区商店街街路灯等に係る維持管理経費助成規則の規定は、施行日以後の申請に係る助成について適用し、施行日前の申請に係る助成については、なお従前の例による。